

瑜伽戒における不善の肯定

藤 田 光 寛

(高 野 山 大 学)

I はじめに

インド・チベット仏教における菩薩戒については、Śāntideva（寂天，7世紀後半）が著した〈入菩提行論〉（Bodhicaryāvatāra）や〈大乘集菩薩学論〉（Śikṣāsamuccaya）で説かれる大乘戒と、この〈菩薩地戒品〉で説かれる大乘戒とが大乘菩薩戒の二大潮流である。前者は Śāntideva 流（shiba lhaḥi lugs）や中観流（dbu ma lugs）と呼ばれ、当該の瑜伽戒は Asaṅga 流（thogs med kyi lugs）や唯心流（sems tsam lugs）と Atiśa（約982-1054年）、ツォンカパ（1357-1419）等が呼んでいる。⁽¹⁾

中観派と瑜伽行唯識派が依用している実践修行（spyod pa, caryā）と所学（bslab bya, śikṣā），大乘戒の系統を、それぞれ中観流〔の大乘戒〕、唯心流〔の大乘戒〕等とみなして後のインド・チベットでは区別しているのである。

一般に「瑜伽戒」とは、インドの中期大乘仏教の論典、無著（Asaṅga，4世紀頃）作とされる〈瑜伽師地論〉の〈本地分・菩薩地〉第十章〈戒品〉に説かれる大乘の菩薩戒の系統を意味する。これは瑜伽行派の実践修行（spyod pa, caryā）と所学（bslab bya, śikṣā），戒が説かれたものである。

次に、「不善（なること）」（akuśala, mi dge ba）すなわち「悪」（pāpaka,

sdig pa) とは、なされるべきでないこと (akṛtya, bya ba ma yin pa), つまり悪, 不善なる行為である。

寂天が著した〈大乘集菩薩学論〉〈入菩提行論〉, 所謂, Śāntideva 流, 中観流の菩薩戒を説くテキストにおいても, 一定の要件のもとであれば, 菩薩は罪 (利他のために貪欲 (rāga) と相応した罪や, 人に対する加害, 殺生, 非梵行などの禁止されたこと) を犯しても許容される旨の記述がある。⁽²⁾

一方, 瑜伽戒, 所謂, Asaṅga 流, 唯心流の菩薩戒における不善なる行為の容認, 肯定を説く記述が, 〈菩薩地戒品〉, 〈大乘莊嚴經論〉, 〈攝大乘論〉などに見られる。

今は, このような不善, 悪を容認, 肯定する思想について, 〈菩薩地戒品〉⁽³⁾ 所説の瑜伽戒に視点を置いて考察したい。

II 十善と十不善 (十悪)

十善・十悪の思想は古代インド社会における社会一般の通念, 道徳観念であった。⁽⁴⁾ インド仏教においては, 十善・十悪の思想は既に〈阿含經〉の各処に見られるが, 初期仏教の時代には十善は戒としては扱われていない。しかし, 初期大乘仏教の時代 (前1世紀頃~後3世紀頃) になると, 大乘戒の主流は〈般若經〉や〈十地經〉などにみられる十善道となった。⁽⁵⁾

すなわち, 十善戒とは①殺生から離れる, ②偷盜から離れる, ③邪淫から離れる, ④妄語から離れる, ⑤兩舌から離れる, ⑥惡口から離れる, ⑦綺語から離れる, ⑧無貪, ⑨無瞋, ⑩正見の十である。

しかし, この十善戒という基本倫理に違反することを容認するような記述が後述する如く〈菩薩地戒品〉等に見られる。この考えは衆生の善根を害する三つの根本的な煩惱である三毒 (貪欲・瞋恚・愚癡) のうちの貪欲を, 「諸有情に対する貪欲 (むさぼり, rāga, chags pa)」から生じた有情に

対する慈悲の心、有情を利益せんとする心であれば許容することに基づくのである。瞋恚 (dveṣa) や愚癡 (moha) までは肯定しない。後のインド後期密教經典には三毒 (貪欲・瞋恚・愚癡) の肯定が見られる。⁽⁶⁾

すなわち、〈菩薩地戒品〉では、三聚淨戒 (律儀戒・攝善法戒・饒益有情戒) や四種の他勝処法 (pārājayika-sthāniya^o dharma, phas pham paḥi gnas lta buḥi chos), 四十四種の違犯 (āpatti, ṇes pa) (輕戒)⁽⁷⁾, 從他受戒法, 自誓受戒法, 発露懺悔法などが説かれる。

その四十四種の違犯うち第八条では、声聞乗を許容して、この大乘の菩薩には声聞と等しく学ぶ所学と、等しく学ばない所学 (共と不共の所学) とがあるとする。

例えば、飲酒戒や非時食戒などの遮罪 (本来は不善ではないが、なすべきではない、と世尊によって制定されたので、罪となる) は、菩薩も声聞と同じく守るべきである。しかし、衣、鉢、臥具、金銀錢などの財物の不正所得を禁じた捨墮法 (乞衣戒, 取非親尼衣戒, 過分取衣戒, 長鉢戒, 乞新鉢戒, 自乞纒糸非親織戒, 蚕綿臥具戒, 受蓄金銀錢戒など) の声聞に禁じられている遮罪を、菩薩は利他のためならば行なうことが許されるのである。⁽⁸⁾

次に、第九条では、「①声聞の四波羅夷及び波逸提を否定的媒介として菩薩の立場を鮮明にし②從前的大乗戒の主流である十善戒をも越えて慈悲利他の立場を徹底して」⁽⁹⁾、大乘の菩薩が、有情に対する憐愍 (思いやり, anukāmpā, sñiṇ brtse ba) の心をもち利他のための善巧方便として行なうならば、万が一、性罪を犯しても許容されるとする。

即ち、十善戒のうち、①不殺生②不偷盜③不邪淫④不妄語⑤不兩舌⑥不惡口⑦不綺語を、有情に対する憐愍の心をもち利他のための善巧方便として行なうという条件のもとであるならば、万が一、犯しても違犯とならない。

十善戒のうち①～③の三は身体の行為に属し、④～⑦の四は口の行為に属し、⑧無貪⑨無瞋⑩正見の三は意の行為に属するとされる。このうち身と口の行為に属する①～⑦の七支の行為は、有情への貪欲（有情への親愛、愛憐）から生じた菩薩の心による利他を志向した行為であれば許されるのである。

その理由は、ボーディバドラ（Bodhibhadra, Byañ chub bzañ po, 約1000年頃に在世）が著した〈菩薩律儀二十難語釈〉（東北 No. 4083, 大谷 No. 5584）では、瞋恚（いかり, dveṣa, she sdañ）によって生じた過犯は捨てるべきだが、貪欲（rāga, chags pa）によって生じたものはそうではない。菩薩の有情に対する貪欲は愛憐（愛情, prema, byams pa）であり、愛愍（あわれみの気持ち, kṛpā, brtse ba）⁽¹⁰⁾をともなっているからであるとする。

このような貪欲を肯定する考えは、すでに〈優波離所問經〉（Upāli-paripṛcchā）⁽¹¹⁾にみられることは既に論究した。

III 〈菩薩地戒品〉本文における四十四違犯のうちの第九条

次に、〈菩薩地戒品〉本文の第九条の内容を具体的に検討したい。⁽¹²⁾

或る性罪（prakṛti-sāvadya, rañ bshin gyis kha na ma tho ba dañ bcas pa）であるものを、菩薩が、次のような善巧方便（upāya-kauśalya, thabs mkhas pa）によって行なうならば、それによって、違犯のある者にならず、多くの福德が生じるのである。

①殺生：例えば、多くの幾百の、生き物、大徳あるもの（mahātman, che bañi bdag ñid can, 如来）、声聞・独覺・菩薩たちを、少しの財物（āmiṣa, zañ ziñ）のために殺そうとくわだてて多くの無間業（ānantarya-karma, mtshams med pañi las）の行為に努めた強盗と泥棒を、菩薩が見て、

〔そして〕 見てから、次のように決心する。“たとえ、私がこの生き物の命を奪って地獄 (naraka, sems can dmyal ba) に再生するであろうとも、私は地獄に再生したい。この有情が無間業をなして地獄におちることなかれ” と。菩薩はこのような意向をもって、〔自分の意向は〕 善なる心、又は無記の心であるを知りて、恥じいりながらも、未来の〔この有情に対する〕 正に哀愍の心により、その生き物を殺す場合、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

例えば、王であり王の宰相である有情たちが、非常に凶暴で、諸の有情たちに対する悲愍が無く、もっぱら他〔の命などを〕 を加害すること (parapiḍā, pha rol la gnod pa byed pa) に従事していて、彼らがそこにいるならば、その理由で、多くの非福を生ずるから、菩薩は、能力がある場合に、憐愍の心をもち、利益・安楽〔を与えようという〕 意向をもって、彼らをその王位から退位させる。

②偷盜：他人の財物を奪う強盗と泥棒たちが、僧伽と stūpa に属する多くの物を奪って自分のものとなし、享受したいと欲する。その彼らから、菩薩は、その財物を奪いかえす。“その財物の享受が、長い間、彼らにとって、損害と無利益とになることなかれ” と考え、正にその如きを縁となして奪いかえし、僧伽に属する物は僧伽に返還し、stūpa に属する物は stūpa に返還する。

僧園で管理者として働く人 (衆主, vaiyāpṛtyakara, shal ta byed pa) や僧園で働いている使用人 (園林主, ārāmika, skyed mos tshal bsruñ ba) たちが、僧伽に属する財物、又は stūpa に属する財物を、非理に浪費し、個人的なものとして自分で享受する。その彼らを、菩薩は、よくよく考えて、“その行為とそのよこしまな享受が、彼らにとって、長い間、損害と無利益とになることなかれ” と考え、その浪費や享受をできないようにす

る。そこで、このようにして、菩薩は、与えられないものを取っても、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

③邪(不)淫：例えば、非梵行の望みにおおわれた、そしてそれに繫縛された心をもった未婚の女性に対して、在家の菩薩は、“〔彼女が〕悪意の心たることを獲得して、多くの非福が生ずることなかれ”と考え、“欲するところにしたがって善根をつとめることにおいて、そして、不善根を捨てさせることにおいて、〔彼女は〕自在となるだろう”と考えて、〔在家の菩薩が〕正に〔その女性に〕憐愍の心をおこし maithuna 法をもって楽しむ場合、非梵行の maithuna 法を楽しんでいても、違犯のある者にはならず、多くの福德が生じる。

〔しかし〕声聞の教説の破壊を防いでいる出家の菩薩が非梵行を楽しむことは、決して適切でない。

④妄語：例えば、多くの有情たちの命を救うために、捕縛から救うために、手・足・鼻・耳の切断から救うために、眼がつぶされた状態から救うために、菩薩が自分の命のために、知りながらも言わないところの嘘いつわり(妄語, mṛṣāvāda, brdsun gyi tshig)を、その有情たちのために、菩薩は、よくよく考えて言う。

以上のように、要するに、菩薩は、どのようにしても、有情の義利だけを見るけれども、無義利を見ない。自分自身も、無染著(nirāmiṣa, zañ zin med pa)の心を持ち、ただ有情に対する利益を欲することだけの因によって思いを変え、知りながらも別の言葉(嘘いつわり)を話す。

〔妄語を〕話すにも拘わらず、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

⑤両舌：例えば、菩薩は、悪友(akalyānamitra, mi dge baḥi bśes gñen)とまじわった有情たちに対して、正に憐愍の心にもとづき、“この有情た

ちにとって、悪友とまじわることが、長い間、損害と無利益とになることなかれ”と考えて、能力に従って、その悪友たちから離れさせる言葉を話し、それを喜びつつ、離間 (vyagra, bral ba) を楽しむ。

このようにして、菩薩は、友達の分離をなすにも拘わらず、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

⑥悪口：例えば、誤った道を行じ、理にあわないことを行なう有情たちを、その方便によって、少なくとも、不善処から出して善処に置かんがために、〔菩薩は〕粗暴で乱暴な言葉でしかりつける。

このように、菩薩は、兇悪語を言っても、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

⑦綺語：例えば、おどり・歌・音楽に耽った有情たちと、王・盗賊・食物・飲料・娼妓・市井の談論 (vithikathā, lam srañ gi gtam) 等に耽った有情たちに対して、菩薩は、おどり・歌・音楽・種々なる談論に精通し、憐愍の意向をもって、おどり・歌・音楽と綺語 (saṃbhinna-pralāpa, tshig kyal ba) をともなった種々な談論とによって、歓喜せしめ、引き入れ、支配することと従属させることに導き、不善処から出して善処に置く。

このように、菩薩は、綺語を言うけれども、違犯のある者にならず、多くの福德が生じる。

この〈菩薩地戒品〉第九条では以上のように十善戒のうちの前七まで不善の容認を説くが、後三には全然言及していない。

因みに、上記の〈菩薩地戒品〉本文の第九条に対して、漢訳は玄奘訳 (大正 No. 1579, 517b-518a) のみあり、曇無讖訳 (大正 No. 1581) と求那跋摩訳 (大正 No. 1582, 1583) には対応箇所がない。注釈書では海雲 (Sāgaramegha, Rgya mtsho sprin, 8世紀後半) が著した〈菩薩地解説〉 (東北 No.

4047, 大谷 No. 5548) で解説が加えられているが、律 (vinaya) の大家であった徳光 (Guṇaprabha, Yon tan ḥod, 7 世紀前半) の〈菩薩戒品疏〉(東北 No. 4045, 大谷 No. 5546) では当該個所に関して何ら解説がなされていない。

IV 海雲〈菩薩地解説〉の概要

そこで、上記の第九条に関して海雲 (Sāgaramegha, Rgya mtsho sprin) の〈菩薩地解説〉(東北 No. 4047, 大谷 No. 5548)⁽¹³⁾の説明の概要を見ておきたい。

(一) ①殺生～⑦綺語の 7 つは声聞にとっては性罪であるが、菩薩にとっては、非染汚 (ñon moṅs can ma yin pa)⁽¹⁴⁾の心によってなすから、それらは性罪ではない。

(二) 菩薩は他の人が無間 (ānantarya) などの行為をなすのを現前に見るならば、その人の行為の果報が長い間尽きないであろうと知って、悲愍の心が生じて、その人を殺して、自分自身が有情地獄に再生することを受け入れ、それ(その人の行為の果報)を捨てんがために、〔菩薩は〕善なる心、無記なる心を保持して、「私は喜んで有情地獄に再生したい。この人が苦という大塊(地獄に再生するという苦)に遭うのは良くない」と考えて、〔菩薩がその人の〕命を奪う。

(三) (問) 供犠 (yajña) を行なう人々 (バラモンたち) と輪廻から解脱したいと望む人々 (ḥkhor ba las thar bar ḥdod pa rnam)⁽¹⁵⁾が、他を利益せんと欲し、そして自分たちが善趣 (mtho ris) に生まれんがために、家畜や種々なる動物たちを殺すこと、それらも何故に罪とならないのでしょうか？

(答) 彼らの殺生は、愚癡 (moha, gti mug) から生じたものと貪欲

(rāga, chags pa) から生じたものである。“供犠 (yajña) として他の家畜や生き物を苦しい殺害によって殺したならば、善趣か解脱を獲得するであろう”と言う〔パラモンたちの〕考えは、愚癡である。なぜならば誤った行為の結果に対する執着であるからだ。

“この行為によって善趣に再生するであろう”と思うならば、〔それは〕愚癡と貪欲である。

(四) 十不善業道の総相について、「比丘たちよ、①殺生には、三種あり、貪欲 (rāga, chags pa) から生じたもの、愚癡 (moha, gti mug) から生じたもの、瞋恚 (dveṣa, she sdañ) から生じたものである。②偷盗～⑩邪見も同様〔に三種〕である」と世尊が(倶舎論)において仰った。⁽¹⁶⁾

(五) (問) それは無罪とどうして証明されるのでしょうか？

〈善巧方便經〉においても、「無貪などの殺生は無罪である」と教示されたならば、それぞれはどうして同じく無罪であるのか？

(答) 善なる心から生じたから〔その殺生は〕善である。その心が無貪などと結びつくからである。

(六) 行為 (las) としてなされるものの一切は、意思 (sems, cetanā) によって施設される。「意 (yid, manas) は諸法に先立ち、主体は意であり、〔諸法は〕意から生じる。もしも歓喜の意を持つものとなるならば、〔口で〕言う (口業) か〔身体で〕行なう (身業) であろう。もし瞋恚 (sdañ ba, dveṣa) の意を持つものとなるならば、〔口で〕言う (口業) か〔身体で〕行なう (身業) であろう」「諸々の世間のものは意思 (sems, cetanā) によって導かれ、意思によって案内される。一切のものは意思だけ (sems gcig, 一心) の法のあとに従うであろう」と世尊が仰った。

そのようであるならば、意樂 (bsam pa) に従って実行に入るから、清淨意樂 (bsam pa dag pa) による殺生は無罪である。

(七) 万一、無貪などから生じた殺生も過失 (skyon chags pa, duṣṭa) となるのであれば、諸如来がなす、有情に利益となる④妄語、⑤兩舌、⑥悪口も過失となるでしょう (しかし、その意樂 (bsam pa) が清浄であれば無罪である)。

(八) 仏・世尊たちは、なすべきことをなしておえたけれども、一切の有情をあらゆる仕方によって教化する方便に関して善巧であるから、乃至、入息出息して諸有情を、義利・利益・安樂に入れたのである。「凡夫は現世のために大切にする。善巧なる人は来世のために大切にする。」

遠くを見る眼をもつ者たちは来世のために大切にするから、有情たちの現世の罪をとまなう少しの安樂を少しだけでも見ない。たとえ苦であっても、未来のための、罪のない多くの利益・安樂だけを見る。例えば、ある人には不善を破壊せんがために説法する。ある人には財物 (loṅs spyod) を破壊せんがために、ある人には安樂を破壊せんがために、ある人には安樂と喜びをもって努めさせなさる。ある人には苦と憂いをもって努めさせなさる。ある人には金剛手 (Vajrapāṇi) をはじめとする薬叉 (Yakṣa) を教示して死に対する恐怖を起こさせてから教化する。

清浄なる意趣をもった仏・世尊には有情の利益と安樂をなさんがために行なわないという放逸はなく、菩薩たちも同様である。

(九) 不染汚 (ñon moṅs pa can ma yin pa, akliṣṭa) の心において、不善業道の施設は決してない。②偷盜の過失もない。(かの阿羅漢の) 意樂には煩惱がないから。阿羅漢には③maithuna の受用もない。

(十) 煩惱のない意樂をもち、その自在を得て、清浄なる意樂をもった菩薩たちは、有情を成熟せしめるべき方便に入った者であるので、菩薩の言葉の現行 (④⑤⑥⑦) は不善業道と結びつかない。

(十一) 最勝なる方便善巧波羅蜜多 (十波羅蜜多のうちの第七) を獲得した

菩薩の行は、不可思議である。

(十二) 有情たちに対して未来における利益をしようとする意樂をおこすならば、そのような行為をなしても、過失 (ñes pa) はない。真実の菩薩は為すべき事に努力するからだ。

(十三) 在家の菩薩たちだけにこの「性罪」の実行が許される。

(十四) ②偷盗に関して、「王位を奪う」とは、多くの有情に多くの財産を与えたいという意樂が〔その菩薩に〕あることを示さんがためである。

その財物を享受することにより、長い間、加害と結びつくので、「その財物を奪い取り」、場所に応じて教化する場合には、過失がない。

(十五) ③邪淫に関して〔在家の菩薩にだけ許容される。〕

(十六) ④妄語に関して、このような妄語の行為が有情のための利益となると見るならば、自分を顧みず有情の義利を見て行う場合、過失がない。

(十七) ⑤兩舌に関して、悪友と交際している有情を、それ以外の方法がないので、離間語によってその友達から離れさせて、教法に導き入れる場合、過失がない。

(十八) ⑥悪口に関して、不善処から出て善処に入れんがために、悪口を言って叱りつけても、過失はない。

(十九) ⑦綺語に関して、綺語によって所化の有情を教化する場合には、過失はない。

V 〈大乘莊嚴經論〉所説の「有情のために貪欲からなされた行為」の許容

次に、〈大乘莊嚴經論〉(Mahāyānasūtrālaṃkāra) における「有情のために貪欲(有情をあわれむ愛情の心)からなされた事は過失にならない」ことを説いた偈頌を紹介したい。

それは、弥勒が著した偈頌に世親 (Vasubandhu 4～5世紀頃) が解説を加えたとされる〈大乘莊嚴經論〉における随修品 (Pratipatty-adhikāra 章) の第20, 21, 22, 23偈である。⁴⁷⁾

つまり、菩薩は、有情に対する貪欲 (むさぼり, rāga) を起こしても罪とはならないことを、四つの偈頌が説く。例えば、胡椒などの辛いものを良い薬に入れて良く検討して病人に与える如く、大乘の菩薩は有情を良く検討して捨てないからである。

第20偈 「菩薩は、有情に対して、一人息子に対してなすが如く、心底から、愛憐 (prema, byams pa) が強い。それ故、常に有情を利益せんと願う。」

第21偈 「有情たちに利益をなすから、かの菩薩は、貪欲から生じた過犯 (āpatti) におちいらない。しかし、この瞋恚 (害心 dveṣa) は、全く、一切有情に敵対する。」

第22偈 「あたかも雌の鳩 (kapoṭi) が自分の子供を非常に愛するが如く、その自分の子供の自性 (本性, 実体) を隠して抱きしめている。いかり (敵愾心 pratigha) は、そのような雌の鳩と敵対、矛盾する如く、愛愍 (krpā) をもった人が有情の子供たちに対するも同じである。」

第23偈 「なんでも菩薩には有情に対する愛情 (maitrī) がある。この故に敵愾心 (pratighacitta) は〔それと〕相違する。なんでも〔菩薩には〕寂靜 (śānti, 苦をしずめること) がある。この故に強烈な執着心 (vyasana-citta) は〔それと〕相違する。なんでも〔菩薩には〕義利 (artha) がある。この故に欺瞞の心 (nikṛti-citta) は〔それと〕相違する。〔菩薩には〕喜び、爽快 (hlāda) がある。この故に恐怖 (pratibhaya) は〔それと〕相違する。」

VI 〈攝大乘論〉所説の十の不善なる行為の理解

無著 (Asaṅga) が著した〈攝大乘論〉において、その第六章〈増上戒学分⁽¹⁸⁾〉と第七章〈増上心学分〉でも菩薩が十悪を行っても無罪であることが述べられていて、この逆説的・比喩的表現の密意 (abhiprāya, dgoṅs pa) が解説されている⁽¹⁹⁾。

第六章〈増上戒学分〉では次の記述がある。

そのうち、〔菩薩の戒の〕甚深なることとは、善巧方便なる菩薩がいて、そのように殺生などの行為十種（十の不善なる行為）をおこなっても、それによって罪 (avadya, kha na ma tho ba) にはならない。無量の福德を生じ、無上正等菩提を速やかに現等覚する。

また、化作（化現）された (nirmita, sprul pa) 身・語の行為も（悪を離れ善を生ぜしめるから）、菩薩の甚深なる戒であると知るべきであって、それによって、（国王となって）統治して、有情たちに、種々なる加害を示して、有情を教化（調伏）に置く⁽²⁰⁾。

種々なる本生譚 (Jātaka) を示して、他の有情を加害することにより、それ以外の有情に対して〔これが〕利益をなすことである事を示すので、他の人々に、浄信にもとづいた教化（成熟）をおこす⁽²¹⁾。

これが菩薩の戒の甚深なることという殊勝性（すぐれたこと, khyad par）である。

この密意（特殊な意図）は、このような行為を行う者は菩薩によって示された化現、化作であり、「人々に信を起こさせ、さとりに向かって成熟せしめるため」に説かれたものであって、このような菩薩の行為を戒とし

て学び、その利他の精神、理念を理解すべきであるということである。

第七章〈増上心学分〉においては、十不善業道に関するある種の語源的解釈が密意として次のように説かれている。

- ①どのようなならば殺生であるのか、と言うならば、もしも、生命ある者たちが生死輪廻から離れる〔ならば、それが殺生である〕。
- ②どのようなならば偷盗であるのか、と言うならば、もしも、誰にも与えられないのに、〔菩薩が〕自分自身で一切有情を攝取する〔ならば、それが偷盗である〕。
- ③どのようなならば邪淫行であるのか、と言うならば、もしも、諸々の情欲を邪なるものとして行い〔ならば、それが邪淫行である〕。
- ④どのようなならば妄語であるのか、と言うならば、もしも、嘘であること、それを嘘であると言う〔ならば、それが妄語である〕。
- ⑤どのようなならば離間語（兩舌）であるのか、と言うならば、もしも、空性における最勝なる安住をもって、〔空性に〕常に安住する〔ならば、それが離間語である〕。
- ⑥どのようなならば麁惡語であるのか、と言うならば、もしも、所知（認識対象）の向こう側（一切智）に安住する〔ならば、それが麁惡語である〕。
- ⑦どのようなならば綺語であるのか、と言うならば、もしも、一切の法を正しく分析して語る〔ならば、それが綺語である〕。
- ⑧どのようなならば貪欲（強欲）を持つ者であるのか、と言うならば、もしも、絶えず自分で無上なる禪定を得る〔禪定に対する貪欲をもつならば、それが貪欲（強欲）を持つ者である〕。
- ⑨どのようなならば、いかり（腹立ち、瞋恚）の心をもつ者であるのか、

か、と言うならば、もしも、心において、煩惱を起こすもの一切を、これによって、加害した「ならば、これがいきなり（腹立ち、瞋恚）の心をもつ者である」。

⑩どのようなものであるならば邪見をもつ者であるのか、と言うならば、もしも、すべての場合にある邪なるもの（一切の妄分別）を如実に「邪なるものと」見る「ならば、これが邪見をもつ者である」。

VII おわりに

このような〈菩薩地戒品〉の第九条の思想が、後の〈大日経〉「受方便学処品」所説の十善戒の理解（不善の肯定）に直接影響を与えていることは既に発表した。⁽²²⁾

そして、このような理解はインド中期密教（7世紀頃）の〈大日経〉〈初会の金剛頂経〉〈理趣経〉⁽²³⁾、さらにインド後期密教（8世紀～13世紀）に展開してゆくのである。⁽²⁴⁾

今は、瑜伽戒を説く〈菩薩地戒品〉〈大乘莊嚴經論〉〈攝大乘論〉を中心にして、慈悲の心と善巧方便とにもとづく不善、悪の行為を説く個所を取りあげ検討したが、最後にその意味内容を明らかにしておきたい。

すなわち、この〈菩薩地戒品〉等でこのような不善の行為、特に殺生などの実践を、世俗的立場、現実社会の世間レベルにおいて認めているのでは決していない。

大乘の菩薩戒は、世俗社会の現実へと志向しながらも、それを止揚した宗教的・出世間的次元にある。空の思想（一切の存在するものには実体がないこと）につらぬかれた大乘経典に説かれるこの大乘菩薩戒は、この現実社会で実際に身・口・意でもって十不善業道を行っても許容されると説くのではない。大乘の菩薩は、その意思や動機が純粹なる大乘の利他の精神

を理解して、般若と善巧方便を伴い慈悲の心をもって利他のために実践すべきであると言うのである。

これは私どものような凡夫に信知させるために用いられた抽象的・象徴的表現であり、大乘菩薩の戒の本来の精神や理念、その趣旨を理解して、般若の智慧とそれにもとづく慈悲の心によって利他のために実践すべきであるということを比喩的に強調して説示したものである。

注

- (1) 拙稿「チベットにおける菩薩戒の受容の一断面」（『印度学仏教学研究』36-2, 1988年）p. 875及び p. 871 註1）；在日のニンマ派の活仏ニチャン・リンポチエによれば、チベット仏教における大乘の菩薩戒にはこの二系統（弥勒, Asaṅga, Candragomin と伝統した瑜伽行の系統（廣大行流 *rgya chen spyod paḥi srol*）と、文殊, Nāgārjuna, Śāntideva と伝統した中観の系統（甚深見流, *zab mo lta baḥi srol*））に加えて、第三として「甚深と広大を融合した系統」（*zab rgyas zuñ ḥjug gi srol*）がニンマ派の伝統にあると言う（『ナンセル・メロンチベット仏教誌』第2号, 東京, 1995年, p. 8）。
- (2) 〈大乘集菩薩学論〉では、〈方便善巧経〉や〈優波離問経〉（Upāli-paripṛcchā）などを引用して、善巧方便をもった、つまり般若（*prajñā*, *śes rab*）と悲（*krpā*, *sñiñ rje*）によって衆生を捨てない菩薩は、万が一、利他のために貪欲（*rāga*）と相応した罪を犯しても、無罪（*anāpatti*）である。瞋恚や愚癡と相応した罪は有罪である旨を説く。〔第8章罪障の浄化（*pāpaśodhana*）章, P. L. Vaidya (ed.), *Śikṣāsamuccaya* (Darbhanga 1961) pp. 92-94; 東北 No. 3940, 91b7-94b1; 大正32, No. 1636. 107b-108b.〕。

〈入菩提行論〉第5章正知の守護（*saṃprajanya-rakṣaṇa*）品、第84偈では、大悲心があり、〔慧眼によって有情の〕利益を見る者には、禁止されたこと（*niṣiddha*, *bkag pa*）（人に対する加害、殺生、非梵行など）が許容されるとする。〔L. de La Vallée Poussin, *Bodhicaryāvatāraṇjikā*, *Prajñākaramati's Commentary to the Bodhicaryāvatāra of Śāntideva* (Calcutta) 1901-1914) p. 138; 東北 No. 3871, 13b2; 大正32, No. 1662, 546c; 金倉圓照訳『悟りへの道』平楽寺書店, 1974年, p. 65〕。拙稿「〈菩薩地戒品〉に説かれる「殺生」について」（『密教文化』191, 1995年）p. 143, Har Dayal, *Bodhi-sattva Doctrine in Buddhist Sanskrit Literature* (1932; repr. Delhi, 1970) p.

208。

- (3) 先行研究としては、羽田野伯猷「瑜伽行派の菩薩戒をめぐる」(『チベット・インド学集成 第四巻 インド篇Ⅱ』(法蔵館, 1988年) pp. 137-180 などがある。拙稿「〈菩薩地戒品〉に説かれる「殺生」について」(『密教文化』191) pp. 152-136, 同「方便を伴う十善戒—〈大日経〉と〈菩薩地戒品〉における—」(松長有慶編『インド密教の形成と展開』, 法蔵館, 1998年) pp. 219-238。
- (4) 『マヌ法典』や『マハーバータ』, ニヤーヤ学派の説等にみられる。杉本卓洲『五戒の周辺』(平楽寺書店, 1999年) p. 218, 註(11)。原実「不殺生考」(『国際仏教学大学院大学研究紀要』1, 1998年) pp. 1-37 など。
- (5) 平川彰『浄土思想と大乘戒』(春秋社, 1994年) 所収の第二篇「大乘戒の研究」中, pp. 199-238; 藤田宏達「原始仏教における悪の観念」(中村元編『仏教思想2 悪』平楽寺書店, 1976年) pp. 115-156。
- (6) 松長有慶『密教経典成立史論』(法蔵館, 昭和55年) pp. 64-79。拙稿「〈菩薩地戒品〉に説かれる「殺生」について」p. 142。
- (7) このうち第三条, 第八条, 第九条などをどう見るかによって条数に相違がある。Śāntarakṣita〈律儀二十註〉は44条, Bodhibhadra〈律儀二十難語釈〉は46条, 玄奘は43もしくは44条, 曇無讖は42条, 求那跋摩は48条, 法成〈分門記〉は44条, 遁倫〈瑜伽論記〉は45条と数える。
- (8) 大乘の菩薩と声聞との間には, 共に等しく学ぶ所学と、等しく学んではいけない所学との区別がある。この〈菩薩地戒品〉では飲酒は菩薩にも禁止されている。また, この第八条には説かれていないが, 例えば雨安居の場合, 声聞は外出や旅行は禁止であるが, 菩薩は利他のために外出することは罪ではない(世親『撰大乘論釈』大正 No. 1595, 233a)。長尾雅人『撰大乘論和訳と注解(下)』(講談社, 1987年) pp. 197-198。
- (9) 羽田野伯猷「瑜伽行派の菩薩戒をめぐる」p. 159。
- (10) 拙稿「『菩薩律儀二十』について」(『中川善教先生頌徳記念論文集 仏教と文化』同朋社出版, 1983年) p. 269。後の Abhayākara Gupta (約1084-1130年頃) も, 衆生の利益のために働く貪欲(rāga)を容認するのであり, 「般若と慈悲の双運なるものにして有情利益のために働く者」が善巧方便なる者であると述べる。(磯田熙文「Munimatālaṃkāra について(2)」, 『印度学仏教学研究』32-1, 1983年)。
- (11) 「大乘菩薩の貪欲と相応したいかなる過犯(āpatti)もすべて無罪である。善巧方便をもった菩薩は貪欲と相応した過犯を恐れない。瞋恚と相応した過犯を恐れる」とある。Pierre Python, *Vinaya-Viniścaya-Upāli-Paripṛcchā*

- (Paris 1973) §20, §§42-43 ; 大正11, No. 310, 515c, 517b-c ; 拙稿「方便を伴う十善戒」p. 238, 註(18)。
- (12) 〈菩薩地戒品〉: N. Dutt(ed.), *Bodhisattvabhūmi* (Patna 1966) pp. 113-115, 東北 No. 4037, 89a-90b, 玄奘訳 (大正 No. 1579), 517b-518a。曇無讖訳と求那跋摩訳には対応箇所が無い。羽田野伯猷編『瑜伽師地論菩薩地(戒品)』(チベット仏典研究叢書 第二輯 第一分冊) (法蔵館, 1993年) pp. 140-151。
- (13) 東北 No. 4047, 167a-170a。
- (14) 非染汚の心については, 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 業品』(法蔵館, 1987年) pp. 192-199。
- (15) ḥkhor ba las thar bar ḥdod pa rnam とは, saṃsāra-mocaka たちであろうか? saṃsāra-mocaka (輪廻解放者) たちは, 殺生が輪廻を解脱せしめると主張した。原実「不殺生考」(『国際仏教学大学院大学研究紀要』1) p. 30 註(45)に詳しい。〈中観心頌〉(Madhyamakahrdayakārikā) 第9章第35頌では saṃsāra-mocaka は ḥkhor ba sgrol byed pa とチベット訳されている(川崎信定『一切智思想の研究』春秋社, 1992年, pp. 380, 417)。この saṃsāra-mocaka については高野山大学室寺義仁助教授の教示による。
- (16) P. Pradhan(ed.), *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu* (Patna 1967) p. 240 ; 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 業品』pp. 321-322。
- (17) S. Levi, *Asaṅga, Mahāyānasūtrālaṃkāra*, Tome 1 (Paris, 1907) pp. 88; 東北 No. 4020, 18b1-3; 大正32, No. 1604, 623a。
- (18) 武内紹晃, 芳村博実「瑜伽行学派における戒一摂大乘論増上戒学分一」(佐々木教悟編『戒律思想の研究』平楽寺書店 1981年) pp. 157-182。
- (19) Étienne Lamotte, *La somme du grand véhicule d'Asaṅga (Mahāyāna-saṃgraha)* Tome II (Louvain, 1973) pp. 215-217, 226-228. 東北 No. 4048, 32a2-5, 33a7-b4 ; 長尾雅人『摂大乘論 和訳と注解 (下)』pp. 200-205, 228-233。
- (20) この〈攝大乘論〉で説く化作(化現)については, 〈華嚴経・入法界品〉(後3世紀中葉以前の成立)でも, 十不善業道を行っている有情に対して, 威神力によって作り出すこと(化作)を示して恐れさせ, 調伏して十善業道を実践させ, 安樂を得させる話が説かれている。すなわち, 〈入法界品〉では都城ターラドヴァジャ (Tāladhvaja) に住む善知識アナラ (Anala) 王 (無厭足王) が善財童子に次のような趣旨の話をする: 生き物を殺すことを始めとする十不善業道をなしているこの国の衆生たちに対して, その罪深い行いを止めさせるべき他の方法がないので, 彼らを調伏し成熟させ教化して

安樂を得させるために、「幻という菩薩の解脱」を獲得したアナラ王は、大悲 (mahākaruṇā) をもって「化作された (nirmita) 死刑執行人 (vadhyagātaka) によって、同じく化作された処刑者 (vadhyapuruṣa) たちを殺害する。化作された仕置人によって、不善業道を行う化作された者たちに様々な仕置きを加え、彼らが手足、耳鼻、肢体、頭の切断による鋭い苦痛を感受する様を示す。」それを見た彼らは恐れて、不十善業道を行わなくなる。このように威神力によって彼らを調伏して十善業道を实践させ、一切智者の安樂を獲得させるのである。決して実際に身・口・意でもって衆生を加害するのではない。(P. L. Vaidya (ed.), *Gaṇḍavyūhasūtra*, Darbhanga, 1960, p. 123, 4-12; 〈六十華嚴〉大正 No. 278, 708c; 〈八十華嚴〉大正 No. 279, 355c-356a; 〈四十華嚴〉大正 No. 293, 719a; 梶山雄一監修『さとりの遍歴 (上) 華嚴經入法界品』中央公論社, 1994年, pp. 268-269)

- (21) 布施の精神を説く本生譚第547話 Vessantara-Jātaka : V. Fausbøll (ed.), *The Jātaka*, VI (London : Pāli Text Society, repr. 1964) pp. 479-596 ; 中村元監修『ジャータカ全集』10 (春秋社, 1988年) pp. 149-257.
- (22) Buddhaguhya (覺密, 8世紀頃) が著した〈大日經〉に対する注釈書, 〈大日經広釈〉(東北 No. 2663, 大谷 Nos. 3490, 3487) において, 〈大日經〉「受方便学処品」で説かれる十善戒とそれに関する方便を伴う学処について, 般若と方便を具足した真言行の菩薩が十善戒を善巧なる方便をもって犯しても違犯とはならないことを述べ (但し, 在家の菩薩だけに許容される), この条項は, 既に「菩薩の戒品」(byañ chub sems dpaḥi tshul khriṃs kyi leḥu) に説かれていると Buddhaguhya は言う。この「菩薩の戒品」とはこの〈菩薩地戒品〉を意味している。拙稿「方便を伴う十善戒」pp. 220-223.
- (23) 〈大日經〉では, この方便を伴う十善戒を, この菩薩は一切の法は本来不生なり (般若の空) と悟って無執着であり, 悲 (karuṇā) にもとづいて善巧なる方便を実行すべきである, と説く。〈大日經〉は十善戒のうち前七戒までで (但し第四の妄語戒の方便を伴う学処については言及しない), 後三戒 (不貪欲戒・不瞋恚戒・不邪見戒) に関する方便を伴う学処に言及しないが, 〈大日經疏〉ではこの後三戒に関する方便を伴う学処をも説く。また, 〈初会の金剛頂經〉第2章「降三世品」や〈理趣經〉第三段「降伏の法門」で説かれる所謂, 殺生の容認については拙稿「〈菩薩地戒品〉に説かれる「殺生」について」pp. 143-144 を参照。
- (24) 松長有慶『密教經典成立史論』(法蔵館, 昭和55年) pp. 64-79; 頼富本宏『密教仏の研究』(法蔵館, 平成2年) pp. 375-379 など。

